

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月28日

吉見町長 宮崎善雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
東第二地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年12月25日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○ 経営体数  
法人 3経営体  
個人 39経営体  
集落営農（任意組織）0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
地域の中心となる担い手（認定農業者）へ農地を集積・集約する  
また、新規就農者への利用集積も図っていく

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年12月28日

吉見町長 宮崎善雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
江網地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和2年12月25日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
  - 経営体数
    - 法人 0経営体
    - 個人 10経営体
    - 集落営農（任意組織）0組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
5. 農地中間管理機構の活用方針  
農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方  
地域の中心となる担い手（認定農業者等）へ農地を集積・集約する  
また、新規就農者への利用集積も図っていく